

## 入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

本業務は入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所(関東地方整備局高崎河川国道事務所)において行う業務である。

令和5年5月8日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長

### 1. 業務概要

(1) 業務名 R5 渡良瀬川用地補償総合技術業務(電子入札対象案件)  
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、渡良瀬川河川事務所における河川及び砂防の整備事業等に必要土地の取得及びこれに伴う損失の補償等に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 関係権利者の特定
- 4) 補償金明細表の作成
- 5) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 6) 権利者に対する公共用地交渉
- 7) 本業務の権利者数は40名を予定している。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- 1) 川口川三号砂防堰堤(群馬県桐生市黒保根町宿廻地先)
- 2) 広間沢砂防堰堤(群馬県桐生市川内町五丁目地先)
- 3) 中山沢砂防堰堤(群馬県みどり市大間々町塩沢地先)
- 4) 旗川築堤(栃木県佐野市村上町川西地先外)

(5) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出するもの(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は業務を実施するにあたって以下の視点から創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

- 1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

## 2) 本業務における技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記について、本業務における留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

本業務における留意点：個人情報扱うにあたっての留意事項

(6) 履行期間 令和5年8月上旬から令和6年3月31日まで

(7) 成果物について

本業務により提出される成果物は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

1) 補償金明細表 1式

2) 用地補償総合技術業務協議書 1式

3) 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し 1式

4) 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し 1式

5) 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し 1式

6) 公共用地交渉記録簿 1式

7) 用地補償総合技術業務日報 1式

8) 権利者毎の公共用地交渉達成状況引継書 1式

9) その他発注者が指示したもの 1式

(8) 本業務は、業務計画等に関する競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が1,000万円を超える業務の場合に、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(9) 本業務は資料の交付、申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

(10) 本業務は予定価格が1,000万円を超える場合「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」を行う業務である。

(11) 本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

## 2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1.に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2.に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

### 2-1. 単体企業

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

(3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も申請書を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

(7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

## 2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2）において同じ。）の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会

社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 2-3. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

1) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく子会社等、親会社等の関係にないこと。

2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 中立公平性に関する要件の確認資料又は誓約書の提出

上記（1）における中立公平性に関する要件の確認資料又は誓約書を申請書の提出

時に提出することとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- 1) 競争参加資格確認申請者は、関東地方整備局管内に業務拠点（配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。
- 2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- 4) 設計共同体の場合は、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成20年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領、関東地方整備局用地関係業務成績評定要領、地方整備局用地関係業務成績評定要領及び国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日付け国不用第35号。以下「運用通知」という。）記1の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償技術（補助）業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務及び環境省発注業務で中間貯蔵施設整備事業に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた事業を含む。）

2-4. 配置予定技術者等に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者

- イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
- ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者

ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全てにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

## 2) 配置予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定主任担当者は、平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領、関東地方整備局用地関係業務成績評定要領、地方整備局用地関係業務成績評定要領及び国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、発注者として従事した同種又は類似業務の経験及び出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。

①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術（補助）業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務を含む。）。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

## 3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料の写しを添付すること。

申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立

する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は申請書と同様の扱いとする。

#### 4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、令和5年5月8日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を（予定も含む）受けているが未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満の者であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者及び担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

令和5年5月8日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額については5億円未満を2.5億円未満に、件数については10件未満を5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和5年5月8日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から③までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと

#### (2) 配置予定担当技術者の資格等

配置予定担当技術者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、競争参加資格確認時に所有資格等の確認は行わない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者。

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者

- ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ニ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全てにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(3) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1)を満たす必要はない。なお、競争参加資格確認時に所有資格等の確認は行わない。

- 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）。
- 2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2-5. 申請書に関する事項

申請書において、内容が殆ど記載されていない、又は記載された内容が技術提案と判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格、及び申請書をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、本業務の予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引か

せて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

申請書の内容に応じ、下記のとおり評価を行い、技術評価点を与える。

3-1) 予定価格が1,000万円以下の業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

④ 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点}) + (\text{④に係る評価点})$$

3-2) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

④ 技術提案等の履行確実性

⑤ 賃上げ実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度}) + (\text{⑤に係る評価点})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

#### 4. 入札手続等

(1) 担当部局（入札説明書の交付場所、申請書の提出場所）

〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-4-1

関東地方整備局 高崎河川国道事務所 経理課 契約係

電話 027-345-6031

電子メール：ktr-takasakitoiawase@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和5年5月8日（月）から令和5年6月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし、最終日は16時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼（受付期間は交付期間と同じ）を行うこと。

(3) 申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年5月29日（月）15時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、託送又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。）により上記（1）へ提出のこと。詳細は入札説明書による。

(4) 申請書に関する書類審査の実施

書類審査では申請書に記載された内容の確認を行う。

(5) 競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果の通知は令和5年6月15日（木）までに電子入札システムで通知する。（但し、書面により申請した場合は紙で通知する。）

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、関東地方整備局関東地方整備局高崎河川国道事務所経理課に持参すること。（郵送による提出は認めない）

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは令和5年6月23日（金）16時00分まで。

持参による場合の締め切りは令和5年6月23日（金）17時00分まで。

開札日時：令和5年6月26日 10時00分

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。

(7) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、申請書における実施方針及び技術提案（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(8) 本入札の競争参加資格は、2.2-1.(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も4.(3)により申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、認定がされていない場合は、競争参加資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

(9) 詳細は入札説明書による。